

平成28年 第1回

# 士幌町議会定例会議案

平成28年3月4日

議案第1号	平成27年度士幌町一般会計補正予算
議案第2号	平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第3号	平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案第4号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第5号	平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算
議案第6号	平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第7号	平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第8号	平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
議案第9号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
議案第10号	農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて
議案第11号	農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について
議案第12号	平成28年度農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて
議案第13号	定住自立圏形成協定の変更について
議案第14号	監査委員の選任について
議案第15号	農業共済事業運営協議会委員の委嘱について
議案第16号	損害評価会委員の委嘱について
議案第17号	士幌町課設置条例の一部を改正する条例案
議案第18号	士幌町子ども交流センター設置条例案
議案第19号	士幌町学童保育所条例の全部を改正する条例案
議案第20号	士幌町地域創造発信拠点施設設置条例案
議案第21号	士幌町役場出張所設置条例案
議案第22号	士幌町行政不服審査会条例案
議案第23号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第24号	士幌町防災会議条例の一部を改正する条例案
議案第25号	士幌町職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第26号	士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
議案第27号	士幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第28号	士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第29号	平成28年度士幌町一般会計予算
議案第30号	平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第31号	平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第32号	平成28年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第33号	平成28年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号	平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第35号	平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第36号	平成28年度士幌町農業共済事業特別会計予算
議案第37号	平成28年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月4日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

## 議案第10号

### 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて

平成28年度における農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、士幌町農業共済条例第5条第2項の規定により、議会の議決を求める。

1 賦課総額 60,617 千円

2 賦課単価

(1) 麦共済割

加入面積 10 a 当たり 420 円

(2) 家畜共済割

① 乳牛の雌等及び肉用牛等

加入頭数1頭につき1,500円とする。ただし、101頭以上の加入者は101頭目から1頭につき1,000円、201頭目からは1頭につき600円、1,001頭目からは1頭につき500円とする。なお、胎児は賦課しないこととする。

② 肉豚 加入頭数1頭につき100円とする。

③ 種豚 加入頭数1頭につき700円とする。

④ その他の家畜 加入頭数1頭につき3,000円とする。

⑤ 年度中間の引受（短期加入）に係る賦課金は月数割とする。ただし、追加引受に係る①の頭数区分は追加引受の単位とする。

⑥ 事故除外選択対象畜についても上記基準と同様とする。

(3) 畑作物共済割

① ばれいしょ1類 加入面積10a当たり170円

② ばれいしょ2類 加入面積10a当たり170円

③ ばれいしょ3類 加入面積10a当たり220円

④ ばれいしょ4類 加入面積10a当たり220円

⑤ 大豆 加入面積10a当たり170円

⑥ 小豆 加入面積10a当たり240円

⑦ いんげん 加入面積10a当たり170円

⑧ てん菜 加入面積10a当たり90円

⑨ スイートコーン 加入面積10a当たり70円

⑩ たまねぎ 加入面積10a当たり440円

⑪ そば 加入面積10a当たり70円

⑫ かぼちゃ 加入面積10a当たり70円

## 説 明

士幌町農業共済条例第5条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 議案第11号

### 農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について

士幌町農業共済条例第62条第2項の規定による乳用成牛及び肥育用成牛に関する危険段階共済掛金率等を別紙のとおり変更するとともに、段階ごとの見込共済金額、段階ごとの平均被害率の範囲、段階ごとの平均被害率の平均及び段階ごとの危険指数を別紙のとおりとする。

## 説 明

乳用成牛及び肥育用成牛の危険段階共済掛金率等を、別紙のとおり変更するものである。

## 危険段階共済掛金標準率等設定表（家畜共済）

共済目的の種類 乳用成牛

事故除外区分 0事故除外しない

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

危険段階区分	危険段階共済掛金標準率等								丙	
	甲				乙					
	危険段階	死 廃 %	危険段階	病 傷 %	計	危険段階	%	%	死 廃	病 傷)
01	01	8.382	01	2.841	11.223	01	4.653	0.001	0.001	0.000
02	01	8.382	02	1.932	10.314	02	3.164	0.001	0.001	0.000
03	01	8.382	03	1.049	9.431	03	1.719	0.001	0.001	0.000
04	01	8.382	04	1.967	10.349	04	3.221	0.001	0.001	0.000
05	02	7.724	01	2.841	10.565	01	4.653	0.001	0.001	0.000
06	02	7.724	02	1.932	9.656	02	3.164	0.001	0.001	0.000
07	02	7.724	03	1.049	8.773	03	1.719	0.001	0.001	0.000
08	02	7.724	04	1.967	9.691	04	3.221	0.001	0.001	0.000
09	03	7.521	01	2.841	10.362	01	4.653	0.001	0.001	0.000
10	03	7.521	02	1.932	9.453	02	3.164	0.001	0.001	0.000
11	03	7.521	03	1.049	8.570	03	1.719	0.001	0.001	0.000
12	03	7.521	04	1.967	9.488	04	3.221	0.001	0.001	0.000
13	04	7.220	01	2.841	10.061	01	4.653	0.001	0.001	0.000
14	04	7.220	02	1.932	9.152	02	3.164	0.001	0.001	0.000
15	04	7.220	03	1.049	8.269	03	1.719	0.001	0.001	0.000
16	04	7.220	04	1.967	9.187	04	3.221	0.001	0.001	0.000
17	05	6.525	01	2.841	9.366	01	4.653	0.001	0.001	0.000
18	05	6.525	02	1.932	8.457	02	3.164	0.001	0.001	0.000
19	05	6.525	03	1.049	7.574	03	1.719	0.001	0.001	0.000
20	05	6.525	04	1.967	8.492	04	3.221	0.001	0.001	0.000
21	06	5.316	01	2.841	8.157	01	4.653	0.001	0.001	0.000
22	06	5.316	02	1.932	7.248	02	3.164	0.001	0.001	0.000
23	06	5.316	03	1.049	6.365	03	1.719	0.001	0.001	0.000
24	06	5.316	04	1.967	7.283	04	3.221	0.001	0.001	0.000
25	07	4.781	01	2.841	7.622	01	4.653	0.001	0.001	0.000
26	07	4.781	02	1.932	6.713	02	3.164	0.001	0.001	0.000
27	07	4.781	03	1.049	5.830	03	1.719	0.001	0.001	0.000
28	07	4.781	04	1.967	6.748	04	3.221	0.001	0.001	0.000
29	08	4.023	01	2.841	6.864	01	4.653	0.001	0.001	0.000
30	08	4.023	02	1.932	5.955	02	3.164	0.001	0.001	0.000
31	08	4.023	03	1.049	5.072	03	1.719	0.001	0.001	0.000
32	08	4.023	04	1.967	5.990	04	3.221	0.001	0.001	0.000
33	09	2.185	01	2.841	5.026	01	4.653	0.001	0.001	0.000
34	09	2.185	02	1.932	4.117	02	3.164	0.001	0.001	0.000
35	09	2.185	03	1.049	3.234	03	1.719	0.001	0.001	0.000
36	09	2.185	04	1.967	4.152	04	3.221	0.001	0.001	0.000
37	10	6.473	01	2.841	9.314	01	4.653	0.001	0.001	0.000
38	10	6.473	02	1.932	8.405	02	3.164	0.001	0.001	0.000
39	10	6.473	03	1.049	7.522	03	1.719	0.001	0.001	0.000
40	10	6.473	04	1.967	8.440	04	3.221	0.001	0.001	0.000

# 死廃・病傷危険段階共済掛金標準率等計算表（家畜共済）

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	土幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

共済目的の種類 乳用成牛 | 共済事故 死廃

P) 6.473 %							
集落別) 死廃危険段階区分 i)	被害率の範囲 %	見込共済金額 Ai) 円	危険指数 ki)	Ai) × ki) 円	死廃危険段階共済掛金標準率等 Pi)=t × ki)	Ai) × Pi) 円	C)/ A) %
01	8.243 ~ 999.999	394,514,000	3.836	1,513,355,704.0	8.382	33,068,163.5	
02	8.095 ~ 8.242	144,331,000	3.535	510,210,085.0	7.724	11,148,126.4	
03	7.890 ~ 8.094	149,236,000	3.442	513,670,312.0	7.521	11,224,039.6	
04	7.092 ~ 7.889	284,332,000	3.304	939,432,928.0	7.220	20,528,770.4	
05	6.398 ~ 7.091	495,785,000	2.986	1,480,414,010.0	6.525	32,349,971.3	
06	5.200 ~ 6.397	259,624,000	2.433	631,665,192.0	5.316	13,801,611.8	
07	5.044 ~ 5.199	201,573,000	2.188	441,041,724.0	4.781	9,637,205.1	
08	3.656 ~ 5.043	140,800,000	1.841	259,212,800.0	4.023	5,664,384.0	
09	0.000 ~ 3.655	79,692,000	1.000	79,692,000.0	2.185	1,741,270.2	
計 平均)		A) 2,149,887,000		B) 6,368,694,755.0		C) 139,163,542.3	6.473
$t = \frac{P \times \sum Ai}{\sum Ai \times ki} = \frac{P) \times A)}{B)} = \frac{6.473 \times 2,149,887,000}{6,368,694,755.0} = 2.1851$							

(注) Pは、共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び共済掛金標準率乙又は当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率乙

## 死廃・病傷危険段階整理表（家畜共済）

設定方式		1
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類	乳用成牛	共済事故	死廃
---------	------	------	----

集落別) 死廃危険段階区分	組合員等数 (集落数) 上段：加入見込頭数)	組合員等別 (集落別) 死廃危険段階被害率の平均 di)	被害率の範囲	前年度経過共済金額 前年度経過病傷給付対象共済金額)	見込共済金額 (Ai)
01	1,655 頭 8 人	% 8.844	8.243 ~ 9.584 % (8.243 ~ 999.999)	円 329,919,600	円 394,514,000
02	457 頭 3 人	% 8.149	8.095 ~ 8.209 % (8.095 ~ 8.242)	円 136,123,601	円 144,331,000
03	716 頭 4 人	% 7.936	7.890 ~ 8.011 % (7.890 ~ 8.094)	円 121,718,768	円 149,236,000
04	1,770 頭 9 人	% 7.617	7.092 ~ 7.881 % (7.092 ~ 7.889)	円 249,104,807	円 284,332,000
05	2,411 頭 10 人	% 6.883	6.398 ~ 7.047 % (6.398 ~ 7.091)	円 445,944,808	円 495,785,000
06	1,296 頭 10 人	% 5.608	5.200 ~ 6.351 % (5.200 ~ 6.397)	円 222,317,511	円 259,624,000
07	1,435 頭 1 人	% 5.044	5.044 ~ 5.044 % (5.044 ~ 5.199)	円 172,952,540	円 201,573,000
08	722 頭 7 人	% 4.243	3.656 ~ 5.029 % (3.656 ~ 5.043)	円 132,234,677	円 140,800,000
09	340 頭 12 人	% 2.305	0.000 ~ 2.989 % (0.000 ~ 3.655)	円 89,006,029	円 79,692,000
計 平均)	10,802 頭 64 人	% 6.829	%	円 1,899,322,341	円 2,149,887,000



## 死廃・病傷危険段階共済掛金標準率等計算表（家畜共済）

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	土幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

共済目的の種類	乳用成牛	共済事故	病傷
---------	------	------	----

P) 5.188 %							
集落別) 病傷危険段階区分 i)	被害率の範囲 %	見込共済金額 Ai) 円	危険指数 ki)	Ai) × ki) 円	病傷危険段階共済掛金標準率等 Pi)=t × ki)	Ai) × Pi) 円	C)/ A) %
01	7.592 ~ 999.999	526,065,000	2.707	1,424,057,955.0	7.494	39,423,311.1	
02	3.910 ~ 7.591	1,656,055,000	1.841	3,048,797,255.0	5.096	84,392,562.8	
03	0.000 ~ 3.909	438,504,000	1.000	438,504,000.0	2.768	12,137,790.7	
計 平均)		A) 2,620,624,000		B) 4,911,359,210.0		C) 135,953,664.6	5.188
$t = \frac{P \times \sum Ai}{\sum Ai \times ki} = \frac{P) \times A)}{B)} = \frac{5.188 \times 2,620,624,000}{4,911,359,210.0} = 2.7682$							

(注) Pは、共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び共済掛金標準率乙又は当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率乙

## 死産・病傷危険段階整理表（家畜共済）

設定方式		1
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死産・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類 乳用成牛      共済事故 病傷

集落別) 病傷危険段階区分	組合員等数 集落数) 上段：加入見込頭数)	組合員等別 (集落別) 病傷危険段階被害率の平均 di)	被害率の範囲	前年度経過共済金額 前年度経過病傷給付対象共済金額)	見込共済金額 Ai)
01	2,964 頭 23 人	% 8.251	7.592 ~ 10.628 % (7.592 ~ 999.999)	円 495,820,246	円 526,065,000
02	9,296 頭 41 人	% 5.610	3.910 ~ 7.590 % (3.910 ~ 7.591)	円 1,403,425,675	円 1,656,055,000
03	1,973 頭 14 人	% 3.047	0.000 ~ 3.749 % (0.000 ~ 3.909)	円 416,122,911	円 438,504,000
計 平均)	14,233 頭 78 人	5.712	%	円 2,315,368,832	円 2,620,624,000

## 危険段階共済掛金標準率等設定表（家畜共済）

共済目的の種類 肥育用成牛

事故除外区分 0事故除外しない

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

危険段階区分	危険段階共済掛金標準率等								丙 % 死廃 病傷)	
	甲				乙					
	危険段階	死 廃 %	危険段階	病 傷 %	計	危険段階	%	%	死廃	病傷)
01	01	4.876	01	0.023	4.899	01	0.108	0.001	0.001	0.000
02	02	3.504	01	0.023	3.527	01	0.108	0.001	0.001	0.000
03	03	2.846	01	0.023	2.869	01	0.108	0.001	0.001	0.000
04	04	2.156	01	0.023	2.179	01	0.108	0.001	0.001	0.000
05	05	1.321	01	0.023	1.344	01	0.108	0.001	0.001	0.000
06	06	2.632	01	0.023	2.655	01	0.108	0.001	0.001	0.000

# 死廃・病傷危険段階共済掛金標準率等計算表（家畜共済）

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	土幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

共済目的の種類	肥育用成牛	共済事故	死廃
---------	-------	------	----

P) 2.632 %							
集落別) 死廃危険段階区分 i)	被害率の範囲 %	見込共済金額 Ai) 円	危険指数 ki)	Ai) × ki) 円	死廃危険段階共済掛金標準率等 Pi)=t × ki)	Ai) × Pi) 円	C)/ A) %
01	4.369 ~ 999.999	95,002,000	3.690	350,557,380.0	4.876	4,632,297.5	
02	3.100 ~ 4.368	793,977,000	2.652	2,105,627,004.0	3.504	27,820,954.1	
03	2.160 ~ 3.099	2,494,044,000	2.154	5,372,170,776.0	2.846	70,980,492.2	
04	1.695 ~ 2.159	1,892,663,000	1.632	3,088,826,016.0	2.156	40,805,814.3	
05	0.000 ~ 1.694	411,141,000	1.000	411,141,000.0	1.321	5,431,172.6	
計 平均)		A) 5,686,827,000		B) 11,328,322,176.0		C) 149,670,730.7	2.632
$t = \frac{P \times \sum Ai}{\sum Ai \times ki} = \frac{P) \times A)}{B)} = \frac{2.632 \times 5,686,827,000}{11,328,322,176.0} = 1.3213$							

(注) Pは、共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び共済掛金標準率乙又は当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率乙

## 死廃・病傷危険段階整理表（家畜共済）

設定方式		1
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類	肥育用成牛	共済事故	死廃
---------	-------	------	----

集落別) 死廃危険段階区分	組合員等数 (集落数) 上段：加入 見込頭数)	組合員等別 (集落別) 死廃 危険段階被害率 の平均 di)	被害率の範囲	前年度経過共済金額 前年度経過病傷 給付対象共済金額)	見込共済金額 (Ai)
01	829 頭 2 人	% 4.369	4.369 ~ 5.091 % (4.369 ~ 999.999)	円 53,562,600	円 95,002,000
02	3,932 頭 2 人	% 3.140	3.100 ~ 3.342 % (3.100 ~ 4.368)	円 565,054,929	円 793,977,000
03	12,879 頭 9 人	% 2.550	2.160 ~ 3.046 % (2.160 ~ 3.099)	円 1,898,310,613	円 2,494,044,000
04	10,855 頭 6 人	% 1.932	1.695 ~ 2.101 % (1.695 ~ 2.159)	円 1,651,699,716	円 1,892,663,000
05	2,426 頭 10 人	% 1.184	0.000 ~ 1.373 % (0.000 ~ 1.694)	円 291,481,091	円 411,141,000
計 平均)	30,921 頭 29 人	% 2.358	%	円 4,460,108,949	円 5,686,827,000

## 議案第12号

平成 28 年度農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて

農業共済事業の損害防止実施に伴い、士幌町農業共済条例第 155 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり特別積立金を取崩すものとする。

### 家畜共済勘定

区分	平成 27 年度 特別積立金現在高	平成 28 年度 取崩し予定額	取崩し金額の用途
家畜	134,478,340 円	1,000,000 円	一般損害防止事業

### 説 明

士幌町農業共済条例第 155 条第 5 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 議案第13号

### 定住自立圏形成協定の変更について

帯広市との間において、別紙のとおり定住自立圏形成協定を変更する。

## 説 明

定住自立圏形成協定の変更について、士幌町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議決を求めるものである。

別紙

定住自立圏の形成に関する協定書の  
一部を変更する協定書

平成28年3月  
帯広市・士幌町



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と士幌町（以下「乙」という。）は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 救急医療体制等の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

(2) 地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

## 2 福祉

### (1) 地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

### (2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

### (3) 高齢者の生活支援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークを通じての搜索や、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。

### 3 教育

#### (1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

#### (2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

#### (3) スポーツ大会等の誘致

取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。 イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。 イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。 ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。

#### 4 産業振興

##### (1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。	ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。 イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。

##### (2) フードバレーとかちの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」を、圏域全体で推進する。	「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。	協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。

##### (3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とちぎ勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア 帯広観光コンベンション協会と十勝観光連盟の連携を強化する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア 十勝観光連盟の事業に参画する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の提案や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。</p>	<p>ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。</p> <p>イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。</p>

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進する。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。	鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。

(8) 航空宇宙産業基地構想の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
航空宇宙産業基地に関する調査研究や啓発活動、関係機関との連絡調整などをすすめる。	とから航空宇宙産業基地誘致期成会の事務局として、乙及び関係機関等と連携した取組をすすめる。	構想の推進に向け、甲及び関係機関等と連携した取組をすすめる。

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指す。	環境モデル都市として、環境モデル都市行動計画に基づいた先駆的な取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	低炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

## 6 防災

### (1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	<p>ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。</p>	<p>ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。</p> <p>イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。</p>

### 別表第2（第3条関係）

#### 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### 1 地域公共交通

#### (1) 地域公共交通の維持確保と利用促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、生活交通路線の維持確保と利用促進の取組をすすめる。	生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を乙と連携して行う。	生活交通路線の維持確保と利用促進に向けた取組を甲と連携して行う。

## 2 地産地消の推進

### (1) 地産地消の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
消費者が圏域の地産地消情報を入手できる環境を整備するとともに、関係機関と連携した取組を展開し、地産地消を推進する。	ア 圏域の地産地消に係るイベントや生産者の情報を集約するとともに、圏域の地産地消情報を甲の住民に提供する。 イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。	ア 地産地消に係るイベントや生産者の情報の集約に協力するとともに、圏域の地産地消情報を乙の住民に提供する。 イ 地産地消に関するイベントなどに取り組む。

## 3 移住・交流の促進

### (1) 移住・交流の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の移住関連情報を一体的に発信し、移住・交流を促進する。	帯広市東京事務所など甲の都市機能を活用し、圏域の移住関連情報を一体的に発信する。	甲の都市機能の活用や各種事業などを通して、乙の移住関連情報を発信する。

### (2) 結婚を希望する若者の支援

取組内容	甲の役割	乙の役割
北海道が推進する結婚支援ネットワークの構築に参画・協力し、結婚を応援する気運の醸成や結婚支援事業の活性化を図り、結婚を希望する若者を支援する。	結婚支援ネットワークに参画し、北海道とともに総合調整を行うほか、関連事業の実施等に協力する。	結婚支援ネットワークに参画し、関連事業の実施等に協力する。



別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

(1) 職員研修及び圏域内人事交流

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の資質向上や人的ネットワークの構築を図るため、職員研修を合同で実施するとともに、圏域内人事交流を行う。	ア 甲が実施する職員研修に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を設ける。 イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。	ア 甲が実施する職員研修に協力するとともに、必要に応じて乙の職員を参加させる。 イ 必要に応じて圏域内人事交流を行う。

2 データ分析

(1) 圏域レベルのデータ集積・活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
定住自立圏の施策の効果的な推進を図るため、ビッグデータ等を活用し、さまざまな角度から十勝圏の現状分析を行う。	大学や関係機関等からなる実行委員会を組織し、事務局として分析をすすめる。	必要なデータの提供や分析の一部を行うなど、実行委員会に協力する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

河東郡士幌町字士幌225番地

乙 士幌町

士幌町長 小 林 康 雄

## 議案第14号

### 監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字士幌西 2 線171番地56
氏 名	佐 藤 宣 光
生年月日	昭和23年 9 月10日生

### 説 明

地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものである。

## 議案第15号

### 農業共済事業運営協議会委員の委嘱について

次の者を農業共済事業運営協議会委員に委嘱したいので、士幌町農業共済条例第157条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生年月日
士幌町字上音更西5線168番地	佐々木 健 二	S35. 3. 20
士幌町字士幌東13線180番地	堀 江 徳 仁	S38. 2. 1
士幌町字中士幌東8線119番地	小 野 春 信	S37. 5. 5
士幌町字士幌西3線172番地	鎌 田 尚 吾	S46. 3. 6
士幌町字上音更西6線230番地11	曾 我 透	S46. 2. 12
士幌町字士幌東5線166番地	菊 地 和 浩	S37. 8. 30
士幌町字中士幌幹東1線86番地	中 島 康 治	S30. 9. 30
士幌町字士幌東7線147番地	山 田 敏 明	S31. 11. 29
士幌町字士幌東3線172番地	藤 内 和 美	S35. 2. 15
士幌町字士幌東2線166番地	加 納 利 男	S33. 1. 18
士幌町字士幌東14線164番地	中 島 直 行	S39. 1. 3
士幌町字士幌東13線204番地3	大 野 祐 史	S32. 7. 3
士幌町字士幌東6線157番地	佐 野 浩 明	S36. 10. 7
士幌町字下居辺北4線88番地4	大 塚 亨	S40. 3. 14
士幌町字上音更西7線65番地3	曾 我 弘 美	S44. 2. 16
士幌町字士幌東1線137番地	高 橋 正 道	S27. 9. 10
士幌町字士幌東7線197番地の10	山 田 英 寿	S41. 6. 30

### 説 明

農業共済事業運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したいため、議会の同意を得ようとするものである。

議案第16号

損害評価会委員の委嘱について

次の者を損害評価会委員に委嘱したいので、士幌町農業共済条例第162条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生年月日
士幌町字士幌西 3 線158番地130	時 光 宏 三	S33. 11. 17
士幌町字士幌西 2 線170番地19	樋 山 晃	S37. 9. 7
士幌町字士幌200番地70	木 谷 文 彦	S34. 10. 9
士幌町字士幌200番地72	山 木 博 己	S37. 5. 31
士幌町字士幌西 2 線156番地65	西 沢 尚 之	S45. 2. 1
士幌町字士幌西 2 線168番地49	高 橋 弘 行	S40. 12. 26
士幌町字士幌幹線155番地37	久 保 武 美	S39. 1. 18
士幌町字士幌幹西 1 線171番地39	吉 川 恵 介	S45. 10. 4
士幌町字士幌200番地54	仲 野 貴 之	S48. 10. 25
士幌町字中士幌西 2 線81番地43	高 橋 勇 司	S39. 12. 4
士幌町字士幌幹線155番地32	森 下 雅 一	S39. 10. 23
士幌町字士幌西 2 線170番地21	尾 関 博 幸	S43. 6. 6
士幌町字士幌西 2 線158番地㌲㌻住宅 3 号	竹 本 治 人	S52. 6. 9
士幌町字士幌西 2 線158番地㌲㌻住宅 2 号	小 貫 大 輔	S57. 5. 3
幕別町札内桂町566番地の109	菅 原 信 治	S41. 12. 27
帯広市東11条南16丁目1番51	堀 内 稔	S30. 2. 12
士幌町字中士幌基線82番地	藤 田 信 夫	S21. 8. 15
士幌町字中士幌東 8 線107番地	阿 部 実	S33. 11. 12
士幌町字士幌東 3 線167番地	柴 田 喜美夫	S23. 6. 29
士幌町字士幌幹線157番地	加 納 俊 美	S25. 8. 28
士幌町字士幌東 1 線176番地	吉 田 勲	S20. 2. 11
士幌町字士幌東 1 線215番地 5	西 部 正	S30. 2. 22
士幌町字士幌東 4 線179番地	野 村 義 博	S30. 9. 11
士幌町字士幌東10線202番地	河 村 敏 弘	S31. 10. 9
士幌町字士幌東14線159番地	山 田 真 人	S30. 5. 1
士幌町字士幌東17線185番地	瀬 口 隆 宏	S27. 1. 22
士幌町字下居辺南 2 線90番地	山 根 一 則	S28. 12. 17
士幌町字上音更92番地	岡 田 智 明	S44. 2. 8
士幌町字上音更313番地	岡 田 祥 一	S29. 1. 23
士幌町字上音更西 4 線226番地	高 橋 剛	S27. 2. 10

説 明

損害評価会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱したいため、議会の同意を得ようとするものである。

## 議案第17号

### 士幌町課設置条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町課設置条例の一部を改正する条例

士幌町課設置条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

消防課

第2条子ども課の項中第4号を削り、同項第5号を第4号とする。

第2条に次の1項を加える。

消防課

- (1) 消防団に関する事項
- (2) その他、消防に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 説 明

学童保育に関する事務を子ども課から教育委員会に移行するため、また、消防署職員を町の職員として併任することから、その職員の配置及び業務を規定するため、条例を改正するものである。

## 議案第18号

### 士幌町子ども交流センター設置条例案

#### 士幌町子ども交流センター設置条例

##### (設置)

第1条 児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことを目的として、士幌町子ども交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

##### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町子ども交流センター
- (2) 位置 士幌町字士幌西3線211番地62

##### (管理運営)

第3条 センターの管理運営は、教育委員会が行う。

2 センターの運営について必要があると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

##### (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 説 明

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものである。

議案第19号

士幌町学童保育所条例の全部を改正する条例案

士幌町学童保育所条例の全部を改正する条例  
士幌町学童保育所条例（平成元年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行うため、士幌町学童保育所（以下「学童保育所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
士幌学童保育所	士幌町字士幌西3線211番地62
中士幌学童保育所	士幌町字中士幌西2線80番地
上居辺学童保育所	士幌町字士幌東7線175番地
佐倉学童保育所	士幌町字士幌東7線132番地
下居辺学童保育所	士幌町字下居辺西2線114番地
西上音更学童保育所	士幌町字上音更西3線229番地
新田学童保育所	士幌町字上音更21番地

（管理運営）

第3条 学童保育所の管理運営は、教育委員会が行う。

2 学童保育所の運営について必要があると認めるときは、業務の一部を適当と認める者に委託することができる。

（入所資格）

第4条 学童保育所に入所することができる資格を有する者は、小学校に就学している児童であつて、当該児童の保護者が、教育委員会規則で定める事情に該当するときとする。

（入所手続）

第5条 前条に規定する入所資格を有する児童の保護者は、当該児童の学童保育所への入所を希望するときは、教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。

（入所の制限）

第6条 教育委員会は、学童保育所に入所しようとする児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を制限することができる。

- (1) 病気その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理運営に支障を及ぼすと認められるとき。



(入所の承認の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承認を取り消すことができる。

- (1) 学童保育所に入所している児童(以下「入所児童」という。)が、第4条に規定する入所資格を有しなくなったとき。
- (2) 入所児童について正当な理由がなく長期間にわたって学童保育所において支援を受けた実績がないとき。
- (3) 入所児童の保護者が偽りその他不正の手段により入所の承認を受けたとき。
- (4) その他学童保育所において支援を行うことが困難であると認められる事情が生じたとき。

(休所日及び開所時間)

第8条 学童保育所の休所日及び開所時間は、地域の実情に応じて教育委員会が別に定める。

(学童保育使用料)

第9条 学童保育使用料は、入所児童1人につき月額1,500円とする。ただし、開所時間の終期が午後5時以前である学童保育所の学童保育使用料は、入所児童1人につき月額1,000円とする。

- 2 当該月の通所することができる日数が当該月の開所日数の2分の1に満たない場合における学童保育使用料については、前項に規定する学童保育使用料の2分の1の額とする。

(学童保育使用料の減免)

第10条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより学童保育使用料を減免することができる。

(学童保育使用料の還付)

第11条 既納の学童保育使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

士幌町子ども交流センターの設置に伴い士幌学童保育所の位置を改め、北中音更小学校の閉校に伴い北中音更学童保育所を閉所し、子育て支援のため学童保育使用料の額を引き下げし、学童保育所に係る事務を教育委員会に委任するため、条例の全部を改正するものである。

士幌町地域創造発信拠点施設設置条例案

士幌町地域創造発信拠点施設設置条例

(設置)

第1条 農畜産物等の地場特産品の販売により地域産業の活性化を図るとともに、道路利用者に対し良好な休憩の場を提供し、かつ、地域情報を発信することにより商工観光の振興及び町民と来訪者との交流を促進することを目的とし、士幌町地域創造発信拠点施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町地域創造発信拠点施設
- (2) 位置 士幌町字士幌西2線134番地1

(事業)

第3条 施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農畜産物等の地場特産品及び飲食物その他の物品を販売するための施設設備の提供に関する事。
- (2) 道路利用者への休憩の場の提供に関する事。
- (3) 地域情報、観光情報、イベント情報その他情報の提供に関する事。
- (4) 地域の住民相互の交流の促進に関する事。
- (5) 災害発生時の被災者等への支援に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するために町長が必要と認める事業

(施設の構成)

第4条 施設には、次に掲げる施設設備その他当該施設設備に付随するものを設ける。

- (1) 地場産品等販売施設
- (2) 飲食提供施設
- (3) 軽食提供施設1
- (4) 軽食提供施設2
- (5) 地域情報提供施設
- (6) 道路情報提供施設
- (7) 防災備蓄倉庫
- (8) 休憩広場
- (9) 交流広場
- (10) 駐車場

(指定管理者による管理)

第5条 町長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせる。

- (1) 施設（設備及び物品を含む。）の管理運営に関すること。
- (2) 施設の利用の許可に関すること。
- (3) 利用料金の収受に関すること。
- (4) 農畜産物等の地場特産品の展示紹介と普及宣伝に関すること。
- (5) イベントの開催及び各種情報を積極的に受発信すること。
- (6) 道路利用者の利便性の向上を図ること。
- (7) 町民と来訪者の交流促進に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務  
（休館日及び利用時間）

第6条 施設の休館日及び利用時間は、町長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、施設の利用形態及び利用者の利便性を勘案して町長が別に定める。

（利用料金）

第7条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者は、別表に定める上限額以下で利用料金の額を定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金の額を定める場合は、町長に申請し、その承認を得なければならない。

4 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

（利用の許可）

第8条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 公益に反するとき、災害が発生したとき又は管理上やむを得ない理由が生じたとき。

(3) 建物及びその備付けの物件を毀損し、又は滅失するおそれのあるとき。

(4) 土幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団

の利益となると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 前条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指定管理者の指示)

第10条 指定管理者は、施設の利用者の遵守事項を定め、施設の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、利用の停止及び許可の取消し)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が第8条第2項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

(2) 第8条第3項各号のいずれかの規定に該当したとき。

(3) 利用者が不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

(4) 公益上又は施設運営上やむを得ない理由が生じたとき。

2 指定管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わないものとする。

(利用料金の支払及び還付)

第12条 利用者は、指定管理者が定めた利用料金を、指定管理者が定める納期限までに、指定管理者に支払わなければならない。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の許可)

第13条 利用者は、利用上特別の設備をしようとするとき、又は既設のものに変更を加え、若しくは特殊な機械等の持込みをしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の休止)

第14条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、町長の許可を得て、その利用を一時休止することができる。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は自己の責めに帰すべき過失により建物、附属設備若しく

はその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情によると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による施設の現状変更)

第17条 指定管理者は、施設の改修、増設その他町長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第7条関係)

施設利用料金

(消費税及び地方消費税を含む。)

区分	利用単位	利用料金の上限額 (円)
建物	1平方メートルにつき1月	1,760
土地	1平方メートルにつき1月	1,250

備考

- 1 電気、ガス、上下水道、機器等 (以下「電気等」という。) を使用させる場合には、この表に定める利用料金のほか、電気等の料金又は設備等に要する実費相当額を納付するものとする。この場合において、電気等を使用するための設備等は利用者の負担とする。
- 2 利用する面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。
- 3 月の途中で利用を開始し、又は終了した場合の利用料金は、日割りをもって計算した額とする。
- 4 利用期間が1箇月未満であるときは、10円未満を切り捨てた日割り計算とする。

説 明

士幌町地域創造発信拠点施設の設置に伴い、条例を制定するものである。

議案第21号

士幌町役場出張所設置条例案

士幌町役場出張所設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町長の権限に属する事務を分掌させるために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、出張所の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 出張所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	所轄区域
士幌町役場中士幌出張所	士幌町字中士幌西2線77番地	中士幌地区全域

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

中士幌分遣所が町の施設になることに伴い、役場の出張所として位置付けするために必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

## 議案第22号

### 士幌町行政不服審査会条例案

#### 士幌町行政不服審査会条例

##### (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (名称)

第2条 前条の機関の名称は、士幌町行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

##### (所掌事務)

第3条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

##### (組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

##### (委員)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 町長は、審査会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(3) 公職の地位により委嘱された委員が、その公職の地位を離れたとき。

##### (委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

##### (会長)

第7条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(準備行為)

2 第5条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(報酬に関する条例の一部改正)

3 報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	会長	月額12,000円
	委員	月額12,000円

## 説 明

行政不服審査法の改正に伴い、第三者機関の設置基準を規定するため、条例を制定するものである。



議案第23号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(士幌町手数料徴収条例の一部改正)

第1条 士幌町手数料徴収条例(昭和43年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「町長」の次に「(別表第1(14)の項に掲げる手数料にあっては、審理員、審査庁又は士幌町行政不服審査会)」を加える。

別表第1に次のように加える。

(14) 行政不服審査関係資料を複写したもの等の交付		
ア 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律で準用する場合を含む。)の規定に基づく交付		
(ア) 複写又は出力の方法による場合	1件	用紙1枚につき10円(カラーの場合にあっては20円)。ただし、両面に複写し、又は出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。
(イ) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による場合	1件	(ア)の方法によってするとしたならば複写され、又は出力される1枚につき10円

イ 行政不服審査法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定に基づく交付		
(ア) 複写又は出力の方法による場合	1件	用紙1枚につき10円(カラーの場合にあっては、20円)。ただし、両面に複写し、又は出力した場合にあっては、片面を1枚として算定する。
(イ) 情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による場合	1件	(ア)の方法によってするとしたならば複写され、又は出力される1枚につき10円

(士幌町町税条例の一部改正)

第2条 士幌町町税条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(士幌町行政手続条例の一部改正)

第3条 士幌町行政手続条例(平成10年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(士幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 士幌町固定資産評価審査委員会条例(平成11年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

（士幌町情報公開条例の一部改正）

第5条 士幌町情報公開条例（平成12年条例第125号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第16条・第17条）」を「審査請求（第15条の2～第17条）」に改める。

第11条第3項及び第13条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4章を次のように改める。

## 第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条の2 公開等の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条 公開等の決定又は公開請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その審査請求がされた日から14日以内に審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第13条第3項に規定する第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 審査会は、第1項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、諮問を受けた日から60日以内に、答申するよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項の審査会の答申を最大限度尊重し、答申を受けた日から14日以内に当該審査請求に対する裁決をし、理由を付して審査請求人に通知しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開等の決定（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参考人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(土幌町個人情報保護条例の一部改正)

第6条 土幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

第4章を次のように改める。

#### 第4章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第30条 開示請求に対する決定、訂正請求に対する決定、利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求)

第31条 実施機関は、開示請求に対する決定、訂正請求に対する決定、利用停止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（第20条第2項に規定する第三者から当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 審査請求に係る個人情報の開示について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人である場合を除く。）

第32条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、審査会の答申があったときは、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第33条 第20条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合に

ついて準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第7条 士幌町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「不服申立人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。）」に改める。

（士幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 士幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条の3第6項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申し立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。
- 4 第8条の規定による改正後の士幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

## 説 明

行政不服審査法の改正に伴い、条例を改正するものである。

## 議案第24号

### 士幌町防災会議条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町防災会議条例の一部を改正する条例

士幌町防災会議条例（昭和37年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第7号中「北十勝消防事務組合」を「とちろ広域消防事務組合」に改め、「及び士幌消防団長」を削り、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 士幌消防団長

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 説 明

北十勝消防事務組合が解散され、とちろ広域消防事務組合に統合されることに伴い、条例を改正するものである。



## 議案第25号

士幌町職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例

士幌町職員の公務員倫理に関する条例（平成11年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに町長、副町長をいう。」を「及び同条第3項第1号に規定する特別職に属する職員（議会議員を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

一般職及び特別職の区分を地方公務員法の規定に併せるため、条例を改正するものである。

議案第26号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育又は保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額 (単位 円)
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0) <0>
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	1,000 (500) <0>
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	6,000 (3,000) <0>
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、所得割課税額のある世帯	10,000 (5,000) <0>

備考

- 1 この表における支給認定子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする

る。

2 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とする。

①「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯

②「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

③「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯

3 支給認定子どもの区分に係る利用者負担額の適用は、次に掲げるとおりとする。

① 第1子の子ども 利用者負担の月額欄の上段の額

② 第2子の子ども 利用者負担の月額欄の中段（ ）内の額

③ 第3子以降の子ども 利用者負担の月額欄の下段〈 〉内の額

4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその支給認定子どもの利用者負担額とする。

算式1（月途中入園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額  
×その月の月途中入園日からの開園日数（20日を超える場合は20日）÷20日

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

算式2（月途中退園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額  
×その月の月途中退園日の前日までの開園日数（20日を超える場合は20日）÷  
20日

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

2 特定教育・保育（保育に限る。）、又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額

各月初日において保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額 (単位 円)		
階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳の子ども	4歳以上の子ども

A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0 (0) <0>	0 (0) <0>	
B	A階層を除き、当該年度分(4 月から8月までにあつては、前 年度分。以下同じ。)の市町村 民税非課税世帯		2,420 (1,210) <0>	1,620 (810) <0>	
C	A階層を除き、当該年度分の市 町村民税課税世帯のうち、均等 割のみ課税される世帯		9,800 (4,900) <0>	6,620 (3,310) <0>	
D 1	A階層及びC 階層を除き、 当該年度分	5,000円未満	12,870 (6,430) <0>	9,360 (4,680) <0>	
D 2	の市町村民 税の課税世 帯であつて、	5,000円以上 48,600円未満	14,260 (7,130) <0>	10,840 (5,420) <0>	
D 3	その所得割 課税額が次 の区分に該	48,600円以上 97,000円未満	17,910 (8,950) <0>	14,260 (7,130) <0>	
D 4	当する世帯	97,000円以上 145,000円未満	19,880 (9,940) <0>	16,180 (8,090) <0>	
D 5		145,000円以上 169,000円未満	25,350 (12,670) <0>	22,270 (11,130) <0>	
D 6		169,000円以上 193,000円未満	30,000 (15,000) <0>	27,000 (13,500) <0>	26,000 (13,000) <0>
D 7		193,000円以上 217,000円未満	34,850 (17,420) <0>	32,190 (16,090) <0>	28,090 (14,040) <0>
D 8		217,000円以上 241,000円未満	40,000 (20,000)	32,870 (16,430)	28,090 (14,040)

			<0>	<0>	<0>
D9	241,000円以上		44,500	32,870	28,090
	301,000円未満		(22,250)	(16,430)	(14,040)
			<0>	<0>	<0>
D10	301,000円以上		56,160	32,870	28,090
	397,000円未満		(28,080)	(16,430)	(14,040)
			<0>	<0>	<0>
D11	397,000円以上		61,960	32,870	28,090
			(30,980)	(16,430)	(14,040)
			<0>	<0>	<0>

#### 備考

- 1 この表における支給認定子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。
- 2 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、この表の規定にかかわらず、利用者負担額は無料とする。
  - ① 「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯
  - ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯
    - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者
  - ③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯
- 3 支給認定子どもの区分に係る利用者負担額の適用は、次に掲げるとおりとする。
  - ① 第1子の子ども 利用者負担の月額欄の上段の額
  - ② 第2子の子ども 利用者負担の月額欄の中段（ ）内の額
  - ③ 第3子以降の子ども 利用者負担の月額欄の下段〈 〉内の額
- 4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその支給認定子どもの利用者負担額とする。

#### 算式1（月途中入園の支給認定子どもの場合）

この表の世帯の階層及びその支給認定子どもの年齢の区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額×その月の月途中入園日からの開園日数（25

日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退園の支給認定子どもの場合)

この表の世帯の階層及びその支給認定子どもの年齢の区分によって定まる支給認定子どもの利用者負担の月額×その月の月途中退園日の前日までの開園日数 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する多子世帯及びひとり親世帯等への利用者負担の軽減を図ることを目的とし、条例を改正するものである。

議案第27号

士幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町総合研修センター設置条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1 基本使用料木工室の項を削り、研修室の項の次に次のように加える。

トレーニング室	無料	無料
---------	----	----

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

説 明

木工室を廃止して、トレーニング室を新設するため、条例を改正するものである。

## 議案第28号

### 士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町学校給食センター設置条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の減免）

第5条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより学校給食費を減免することができる。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 説 明

小・中学校に在籍する第3子以降の児童生徒に係る学校給食費を免除するため、学校給食費の減免規定を追加するものである。



議案第 29 号

平成28年度土幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度土幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第30号

平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号

平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第32号

平成28年度土幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度土幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第33号

平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度土幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第34号

平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第35号

平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第36号

平成28年度士幌町農業共済事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。



議案第37号

平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成28年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。